任意継続被保険者制度の法改正について

① 任意継続被保険者の資格喪失について

現行

任意継続被保険者の資格を取得すると下記ア～オのいづれかに該当したときのみ資格を喪失できます。

ア 任意継続の被保険者となった日より起算して 2 年経過したとき（資格喪失日はその翌日）

イ 被保険者が死亡したとき（資格喪失日はその翌日）

ウ 保険料の納付期限までに保険料を納めないとき（資格喪失日はその翌日）

エ 再就職して新たな健康保険などに加入したとき（資格喪失日はその日）

オ 75 歳に達したとき（後期高齢者医療制度に加入）（資格喪失日はその日）

法改正後

任意継続被保険者の資格を喪失する事由が上記のア～オのいずれかと下記のカが追加されます。

カ 任意継続被保険者より脱退の旨（※任意の理由）を申し出た場合、「任意継続被保険者資格喪失申出書」が受理された日の属する月の翌月 1 日に資格を喪失することができます。

※任意の理由例：家族の被扶養者になる、国保に加入するなど。

② 保険料について

現行

任意継続被保険者の保険料算定の基となる額は（1）退職時の標準報酬月額または、（2）当該保険者の全被保険者の平均標準報酬月額のうち、いずれか低い方を適用する。

法改正後

当該保険者の全被保険者の平均標準報酬月額を上回る方については、健康保険組合が規約を変更すれば、退職時の標準報酬月額または組合の規約で定めた額も設定できるようになります。

当組合については、令和 4 年度の任意継続被保険者の保険料算定の基礎となる額は、現行通りです。ただし、令和 5 年度以降は組合財政の状況により組合会での審議を経て、変更となる場合もあります。

サンゲツ健康保険組合